

令和3年度

第 365 回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>委員の皆さん、こんにちは。</p> <p>ただいまから令和3年度第365回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中11名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に欠席の連絡がありますので報告します。11番の仲泊元輝委員が欠席の連絡が入っております。3番の仲宗根哲也委員、9番の又吉彩子委員はまだお見えにはなっておりませんけど、これから向かっているだらうと思います。</p> <p>座って議事を進行したいと思います。お願いします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、1番の仲宗根正人委員、6番の大城信男委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事前現地調査委員、4番の仲宗根光夫委員、10番の屋宜文委員、13番の高宮城実一郎委員、よろしくお願ひします。報告者は10番の屋宜文委員にお願いいたします。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について。事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>ご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>受付番号1番、読み上げて説明。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長</p> <p>現地調査委員は4番の仲宗根光夫委員、10番の屋宜文委員、13番の高宮城実一郎委員の3名で行っておりますので、調査報告を10番の屋宜文委員にお願いいたします。</p> <p>10番</p> <p>4月26日金曜日に午後1時から4時まで、4番仲宗根光夫委員と13番の高宮城実一郎委員、私、10番屋宜文、また事務局からは譜久山局長と上地副技幹と與那嶺主査の6名で現地調査を行ってまいりました。</p> <p>補足につきましては仲宗根光夫委員、高宮城実一郎委員、よろしくお願ひいたします。報告は座ってさせていただきます。</p> <p>では、ご報告いたします。議案第1号、受付番号1番、見取り図の1ページになります。申請地の字池原久茂地原●●●●番は池原市営住宅の西に位置し、現状は野菜の生えた畑になっておりました。</p> <p>3条審査書の報告をいたします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業従事日数の状況につきましても農業従事者2名で年農業従事日数160日であり、年150日以上の条件を満たしていると判断いたしました。農地法第3条第2項第5号の下限面積につきましても、現在の経営地437m²に今回の申請地664m²で農地面積が1,101m²となっており、沖縄市の下限面積の10aを満たしております。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、</p>
----	--

	申請地にはネギ、豆の栽培の予定があり、周辺地域との調和も取れないと判断いたしました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第1号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。はい、どうぞ。7番宮城委員、どうぞ。
7番	譲受人の年齢を教えてください。
事務局	譲受人は●●●●さん、80歳です。
事務局	事務局から補足なんんですけど、この農地の所在につきましては池原第2土地改良区内に存在しております。
議長	2番島袋委員。
2番	作業する人が2人ということですが、もう一人は。
事務局	もう一人は旦那さんです。主に旦那さんがそこに来てやっています。その現経営地なんですけど、見取り図の2筆目、1筆次の次です。ここでネギを行っています。
議長	どうぞ、ほかにありましたら、なければ進行したいと思いますけれども、進行してよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。
	議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。
	議案第1号、受付番号1番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。許可といたします。
	議案第2号、受付番号1番から3番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。事務局より説明をお願いします。

事務局	ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。 受付番号1番、2番、3番は継承者なしでありますので、申請人と用途地域と計画通りの事業を遂行できなかつた理由は割愛させてください。 受付番号1番から3番、読み上げて説明。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、10番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いいたします。
10番	すみません、これって割愛してもいいんですか。
事務局	割愛してよろしいですよ。現況は隣接していますので、どうぞ。
10番	ではご報告いたします。議案第2号、受付番号1番、2番、3番、見取り図の2、3、4につきましては隣接しておりますので、割愛させていただきます。申請地は知花保育所の北に位置し、現状は更地になっておりました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第2号、受付番号1番から3番について、委員の意見を求めます。
事務局	休憩お願いします。
議長	しばらく休憩いたします。
	(一 休 憩 一)
議長	再開いたします。
7番	よろしいですか。ちなみにこの資材置場というのは、自分で使用するということですか。
事務局	この方は建設業を営んでおります。
7番	じゃあ自分で?
事務局	自分で、はい。

議長	どうぞ、ほかにありましたら、2号議案です。
	「進行」の声あり
議長	ほかにないようですが、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。
	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番から3番を承認相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。
	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番から3番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。承認相当といたします。
	議案第3号、受付番号1番から6番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。
	議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。
	受付番号1番から6番、読み上げて説明。
	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	しばらく休憩いたします。
	(一休憩一)
議長	再開いたします。
	それでは議案第3号について現地調査されておりますので、10番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10番	ではご報告いたします。議案第3号、受付番号1番、見取り図の5ページになります。申請地は安慶田中学校の西に位置し、現状は畠と一部が駐車場と

なっておりました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号2番、見取り図の6ページになります。申請地は沖縄市農民研修センターの北に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は宅地化の現状が附則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に接近する地域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号3番、見取り図の7ページになります。申請地は県営古謝団地の南東に位置し、現状は当初の計画で建てられた墓地となっていました。農地区分は宅地化の現状が附則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号4番、見取り図の8ページになります。申請地は県営北美団地の南東に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は宅地化の現状が附則第44条第1号に掲げる程度に達している地域に接近する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号5番、見取り図の9ページになります。申請地は県営高原団地の北に位置し、現状は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号6番、見取り図の10ページになります。申請地は沖縄法務局合同庁舎の南に位置し、現状はアパートになっておりました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第3号、受付番号1番から6番について、委員の意見を求めます。7番宮城委員、どうぞ

7番

受付番号2番のほうですが、今後ろのほうにもまた割と大きな農地がありまして、その分、一応整備をして進入口はあることになっていますが、そこは里道になっていますか

事務局

この赤水原の●●●●番地は、市道登川36号線です。

事務局

ここです。（見取図で説明）

事務局

あ、これ？

7番

この農地と後ろのほうに割とまとまった農地があるかと思いますけど、そこのほうに入るところは里道になっていますか

事務局	里道です。
7番	ただ、里道にしては幅が少し多めに取ってあるかなという感じはするんだが、それはその地主の好意なのかな。
事務局	周りが削られているからです。
7番	実際はじゃあ削られて。
事務局	幅自体はそんなにはいはずです。
7番	1間しかないかな？
事務局	車1台、すれ違うことはできないです。
7番	受付番号6番のほうですが、先ほども説明があったんですが、現にあるアパートをそのまま、別に建て替えをするわけじゃないんですよね。
事務局	そうです。
7番	そのままの場所を認めていくということですね。はい、分かりました。
議長	どうぞ、1番仲宗根正人委員。
1番	ちょっと勉強がてら教えていただきたいんですが、受付番号3番の一度許可を受けて墓を建てるということで、今現地調査でも墓が建っているというふうなことだったんですけど、取消しを行ったと。その取消しという手続上は、本人が沖縄市に行くんですか。それとも県に行くんですか。
事務局	まず申請自体は全て各市町村、農業委員会を通して県に進達するようにということで県からの指導も受けていて、許可をもらった本人が直接県に進達をするという、取下げに行くということはないです。手続はもう農地法に係る、私なんかが今総会をしている議案については全部、私たちの事務局を通じて県に進達しています。なぜかというと、できるできないの判断もなくて、そのまま県に直接持って行かさないようにということで、我々も県から指導を受けています。必ず受けた市町村を通して県のほうに報告しなさいということでありますので、この取下げの申請にても沖縄市農業委員会事務局で、この申請書、記入とかの不備もあったりしますので、こういうものを全部補正して、補記して、先方のほうに追記させてとか、きれいにその書類が出来上がれば、私なんかが決裁を回して県のほうに進達して、今回取下げになっていますけど、その取下げ書もまた県のほうから取下げの許可ということで、またこちらのほ

	うにその許可書が届いてきます。
1番	ちなみに、これは総会に諮っているわけではないじゃないですか。初めて伺ったんですけど、これは取消しをしましたよと。それは別に総会に諮らずとも、もう本人が取り下げたい。取消しをしてほしいと言ったら、事務局のほうで処理をしているということでおろしいですか。
事務局	そうなんですけど、今回はまた取り下げるということは、一旦なしになっていますので、なしになっていてちょっと、もう少しこの方は墓の敷地がほしい。隣接する土地との関係があったんですよ、実際はその面積で造るのは可能ではあったんですけど、隣にも墓があるのですけど、それが、50センチぐらい段差があるんです。すると、この段差のために、今はのり面になっているんですけど、擁壁工事をしないといけない。それにまた予算がかかるということで、そののり面をそのまま利用して、擁壁は造らずに寄せる形にしたんですよ。この寄せた分がまた広くなっての今回の申請にということになっております。
1番	今回は事業計画変更ではなく、取消しにしたんですか。
事務局	一旦取り消しています。
1番	事業計画変更というわけではない？ もう完全に別にものって考えたほういい？
事務局	そうですね。もうそれで先方と事務局と調整をして、これはそうするんだったら一旦なしにしたほうがいいですよということで今回取消しをして、今回の申請に至った経過がございます。
1番	勉強になりました。ありがとうございます。
事務局	もう一度、補足していいですか。ちょっと足りなかつたものですから。これは4条だからこれができた。もしこれが5条で申請して、もう名義が変わっていると取消し、取下げができなくなるんです。名義が変わると、この申請については自分の土地ですので、4条で取消しをして、もう一度申請を行った。
1番	議案第2号の4条の事変があったものですから、あれは事変して、これは取消ししてと、2パターンあるんだなと思いまして。
事務局	これはできなかつたですね。名義が変わっているから。

事務局	先ほどのものはこれから出てくるんですけど、ちょっと5条との申請も絡んでくるんです。そういうこともあって、前回のものは事変をかけるようにしています。
1番	ありがとうございます。
議長	どうぞ、ほかにありましたら。議案3号です。なければ進行したいと思いますけど、進行してもよろしいですか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。 議案第3号 農地第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から6番を許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。 議案第3号 農地第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から6番を許可相当とすることに賛成の委員は举手をお願いします。
	(賛成者举手)
議長	全員が賛成。許可相当といたします。 議案第4号、受付番号1番から2番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。事務局より説明をお願いします。
事務局	では、ご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。 受付が1番、2番あるんですけど、これは受人、渡人も同じ案件ではあるんですけど、建物が別ですので一件一件説明していきたいと思います。 受付番号1番から2番、読み上げて説明。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、10番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
10番	ご報告いたします。議案第4号、受付番号1番、見取り図の11ページになります。申請地は知花保育所の北に位置し、現状は更地になっていました。農

地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。

受付番号2番、見取り図の12ページになります。申請地は知花保育所の北に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地といたしました。以上です。

議長

ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第4号、受付番号1番から2番について、委員の意見を求めます。どうぞ、7番宮城委員。

7番

この1番、2番ですね。先ほどの議案にのつかっていたやつですね。この資材置場との、いわゆる配分というか、つなぎはどうなります。

7番

(配置図等で説明)はい、分かりました。

議長

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

「進行」の声あり

議長

進行の声が上がっておりますけど、進行してもよろしいですか。

「はい」の声あり

議長

では進行いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番から2番を承認相当とすることに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしの声。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番から2番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

全員が賛成。承認相当といたします。

議案第5号、受付番号1番から15番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。事務局より説明をお願いします。

事務局

ご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

受付番号1番から15番、読み上げて説明。

受付番号11番、12番、13番、14番、15番は同一事業で使用するということの申請となっておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、10番屋宜文委員、現況報告と農地の区分をお願いします。

10番

報告いたします。議案第5号、受付番号1番、見取図の13ページになります。申請地は美里中学校の北に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号2番、見取図の14ページになります。申請地は比屋根公民館の南東に位置し、現状は家庭菜園の畠となっておりました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

次の受付番号3番と4番、見取図の15ページ、16ページになります。申請地は沖縄美里郵便局の南に位置し、現状は宅地で住宅が建っておりました。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する美里第二土地区画整理内にあり、第3種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号5番、見取図の17ページになります。申請地はコザ高等学校の南に位置し、現状は雑草の生えた遊休地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続けます。受付番号6番、7番、見取図の18ページ、19ページになります。申請地は知花保育所の北に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

次の受付番号8番、9番、見取図の20ページ、21ページになります。申請地は県営高原団地の北に位置し、現状は雑草の生えた畠になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続けます。受付番号10番、見取図の22ページになります。申請地は高原公民館の南に位置し、現状は更地になっていました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。

続きまして受付番号11、12、13、14、15番、見取図の23ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現状は雑草地になってい

ました。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種中高層住居専用地域にあり、第3種農地と判断いたしました。以上です。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。それでは議案第5号、受付番号1番から15番について、委員の意見を求める。はい、7番宮城委員、どうぞ。

7番

この受付番号6番、7番ですね。何m²のうちの何m²というようなことですかとやっていますが、これは実際宅地を売買するときに、こういう表示では売りにくいかなと思うんだが、実際分筆はどの時点でするのか。

事務局

今、内面積なんですけど、まだ登記していないので、内面積のままで申請をして、今、地積測量図が出ておりまして、それで売出しとかをやるときにはちゃんと分割をして地番を与えて、その宅地分を売り出すという形になります。

7番

じゃあ建築をした後にということになるんですか。

事務局

そうです。まあ、どちらでもいいんですけど、ただ農地法で今やっているんですけど、内面積を出す理由は早めにやって許可をもらって、もう建築の準備をしたい。あるいは登記の準備をしたいということですね。分筆登記までに2週間か、今はコロナの関係で1か月ぐらいかかるんです。。それで早めにやりたいということで内面積、内面積はちょっとでも変わると、事変のやり直しです。だからその辺は確認書でもって、提出していただいて処理しております。以上です。

7番

それついでですが、受付番号11番から15番なんですが、一応利用目的が駐車場となっていますが、これはこのあれすると、進入は道に接道してはいるわけですよね。

議長

4番、仲宗根光夫委員。

4番

この件につきましては、見取り図の23ページ、6丁目●●●●-●のところに矢印があります。矢印があってこのそば、高江木工さんの展示場だそうです。もう隣接しております。多分地図には載っていないんだけれども、上のはうに工場があるんです。近くに。そういう駐車場ということにはなっているんだけれども、展示場の駐車場の形というふうに。

7番

じゃあそこからは入ってくることができるわけね。

4番

そうです。この展示場のところから入り口を造るようになっているそうです。

議長	ありがとうございました。5号議案について、ご意見がありましたら、どうぞ。
	「進行」の声あり
議長	進行の声がありますけど、進行してもよろしいでしょうか。
	「はい」の声あり
議長	では進行いたします。
	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から15番まで、許可相当とすることに異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしの声。
	議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番から15番を許可相当とすることに賛成の委員は举手をお願いします。
	(賛成者挙手)
議長	全員が賛成。許可相当といたします。
	それでは議案第6号、受付番号1番から2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の14ページをお願いいたします。
	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。
	受付番号1番から2番、読み上げて説明。
	ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長	それでは議案第6号、受付番号1番から2番について現地調査されておりますので、10番屋宜文委員、現況報告をお願いします。
10番	ご報告いたします。議案第6号、受付番号1番、見取図の24ページになります。申請地は池原第二土地改良区内にあり、池原市営住宅の西に位置し、現状は作付けのされたビニールハウスになっていました。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙9の第2の2に該当すると判断いたしました。

	続きまして受付番号2番、見取図の25ページになります。申請地は内喜納土地改良区内にあり、東南植物楽園の北に位置し、現状はススキの生えた遊休地でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第10に規定する別紙第9の第2の2に該当すると判断いたしました。以上です。
4番	待ってください。訂正、今の説明は1番と2番が逆になっています。
10番	遊休地とビニールハウスが、すみません。受付番号1番と2番の見取り図の説明が逆でした。やり直したほうがいいですか。
事務局	大丈夫です。
10番	大丈夫ですか。すみません。
議長	ありがとうございました。4番。
4番	現地調査委員です。
議長	議案第6号、受付番号2番については、5番の島袋貴委員が農業委員会等に関する法律第31条議事参与に当たりますので、5番の島袋貴委員はしばらく退席をお願いします。
	(5番委員退席)
議長	ただいま事務所の説明と現地調査報告がございました。議案第6号、受付番号1番から2番について委員の意見を求めます。
議長	受付番号2番について、委員の意見を求めます。
	「異議なし」の声あり
2番	異議はないんですけど、期間が9年と11か月と見たときに、通常10年というふうに区切りをつけるかと思いますけど。
事務局	利用権の設定が、そのようになっています。
事務局	一応申請自体がこのようになっているものですから、そのように記載してあるということです。
2番	はい、ほかは異議ありません。

7番	これは更新ですよね。
4番	規模拡大ということは新規でこのハウスを使うということじゃないですか。 今まで別の方がされていたかもしれない。
「進行」の声あり	
議長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号2番は承認相当とすることに異議ありませんか。
「異議なし」の声あり	
議長	異議なしの声。 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。受付番号2番を承認とすることに賛成の委員は举手をお願いします。
(賛成者举手)	
議長	全員が賛成。承認といたします。ありがとうございました。5番の島袋貴委員は着席ください。
(5番委員着席)	
議長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、受付番号1番について、ご審議をお願いします。
1番	年齢だけお伺いします。●●●●さんですね。受人の年齢を伺います。
事務局	37歳です。
1番	はい、ありがとうございます。ちなみに、どこかの就農経験とか、就農研修とかはありますか。
事務局	(農業は)初めてです。
1番	分かりました。

	「進行」の声あり
議長	議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号1番を承認することに賛成の委員は举手をお願いします。
	(賛成者举手)

議長	全員が賛成。承認といたします。 委員の皆さん、議案第1号から第6号の議案まで、ご審議大変お疲れさまでございました。 これをもちまして、令和3年度第365回総会を閉会いたします。
----	--

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和3年4月30日

会長	<u>辻吉城</u>	印	
議長	<u>辻吉城</u>	印	
1番	<u>仲景根 正人</u>	印	
6番	<u>大城 信男</u>	印	